

令和 7 年 古殿町農業委員会 5 月定例委員会

- 1 開催日時 令和 7 年 5 月 16 日 (金) 午後 3 時
- 2 開催場所 古殿町役場 大会議室
- 3 出席委員 (6 人) (10 人)
- | | | |
|----|---------------|----------------|
| 会長 | 農業委員 8 番 水野和徳 | 推進委員 1 番 我妻由美子 |
| 委員 | 農業委員 2 番 石井利行 | 推進委員 2 番 大楽良文 |
| | 農業委員 3 番 遠藤光一 | 推進委員 3 番 吉田真健 |
| | 農業委員 4 番 我妻弘道 | 推進委員 4 番 矢吹三智也 |
| | 農業委員 5 番 荒川一寿 | 推進委員 5 番 遠藤一 |
| | 農業委員 6 番 水野幸栄 | 推進委員 6 番 水野辰芳 |
| | | 推進委員 7 番 水野光樹 |
| | | 推進委員 8 番 小平美香 |
| | | 推進委員 9 番 瀬谷國彦 |
| | | 推進委員 10 番 岡部雄一 |

4 欠席委員 (2 人)

5 議事日程

- 第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第 2 議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 佐川 文夫
主事 根本 洋樹

会議の概要

○ 事務局長

開会前のあいさつを行います。
全員ご起立願います。お互いに「礼」
続いて、古殿町農業委員会憲章の斉唱を行います。
事務局に続いて、 4 番目から 5 番目をお願いします。

【農業委員会憲章斉唱】

御着席ください。
ただいまから 5 月定例委員会を開会いたします。
会長よりあいさつをいただきます。

- 議長(会長) 『 会長あいさつ 』
- 議長(会長) 出席委員は8名中 6 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
本日、農業委員1番 中瀬信治委員
農業委員7番 根本明委員
より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。
- 議長(会長) 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。
議事録署名委員については会議規則第14条第3項の規定により、議長指名といたします。
農業委員2番 石井利行委員 、及び
農業委員5番 荒川一寿委員
を指名します。なお、本日の会議書記には事務局職員の根本主事を指名します。
- 議長(会長) 議事に入るにあたり、議案には個人情報が含まれますので、取り扱いには十分注意してください。
- 議長(会長) 日程第 2 議案第 16 号
農地法第 3 条の規定による許可申請についての 1 ～ 2 番
を議題といたします。議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局長 今月の農地法第3条の許可申請は、 2 件でございます。
- 【議案第 16 号 1～2 番 朗読後、説明】
- 受付番号 1番～2番 は農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。
- 以上で議案の朗読並びに説明を終わります。
- 議長(会長) ただいまの事務局説明1番について、地元委員の方から、現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 番 委員
- 番 委員 5月11日の日曜日に農業委員の さんと共に譲受人の さんにお話をしました。譲渡人は農地の管理が難しくなり、当該農地は譲受人の自宅の近くということで今回、農地を譲ることになったとのことでした。譲受人の さんは現在、自宅の農地もあり農機具も所有しているため農地の管理については問題ないと考えます。また、図面には当該地には石がありますがこれを撤去し譲る約束をしています。
- 議長(会長) ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務

局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。

〈 質疑なし 〉

○議長(会長)

質疑を終わります。お諮りします。

本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なし 〉

○議長(会長)

異議なしと認めます。議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての 1 番は原案のとおり可決されました。

○議長(会長)

続いて事務局説明 2 番について、地元委員の方から、現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 番 委員

○ 番 委員

同じく 5 月 11 日の日曜日に農業委員の さんと共に譲受人の さんにお話しをしました。当該地は 1 番の農用地の道路を挟んだ向かい側となっています。譲渡人の方も農地の管理が難しく、同じく農地近くに住む さんへ譲り渡したいとのことで今回の申請にいた

○議長(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。

〈 質疑なし 〉

○議長(会長)

質疑を終わります。お諮りします。

本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なし 〉

○議長(会長)

異議なしと認めます。議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての 2 番は原案のとおり可決されました。

○議長(会長)

日程第 3 議案第 17 号
農地法第 5 条の規定による許可申請についてを
議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長

今月の農地法第 5 条の許可申請は 2 件でございます。

【議案第 17 号 1～2 番朗読後、説明】

○議長(会長)

ただいまの 1 番の事務局の説明に関連して、地元委員からご報告をお願いします。 番 委員

- 番 委員 本日、午後１時３０頃に私のほか根本主事と農業委員の さんおよび耕作者の さん、 さんの５人で現地を確認しました。当該農地は２０～３０年ほど耕作しておらず荒地であり、今回太陽光を設置したいと話がありました。現況のままで引き渡すとのことですが災害等の心配はないと見受けられるためこのままでも問題はないと考えます。
- 議長(会長) 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。
- 事務局長 農用区域内農地以外の農地であって、第２種農地と判断します。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
- 議長(会長) ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。
- 〈 質疑なし 〉
- 議長(会長) 質疑を終わります。お諮りします。本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。
- 〈 異議なし 〉
- 議長(会長) 異議なしと認めます。議案第 １７ 号 農地法第 ５ 条の規定による許可申請についての １ 番は、原案のとおり可決されました。
- 議長(会長) 続いて２番の事務局の説明に関連して、地元委員からご報告をお願いします。 番 委員
- 番 委員 本日午後２時、根本主事と耕作者の さんと現地を確認をしました。事務局説明のあった通り、現在稼働しているところでは騒音問題により周辺の住民に迷惑をかけているとのこと、当該地は草刈り等管理がなされており諸問題の影響は問題ないと考えます。
- 議長(会長) 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。
- 事務局長 農用区域内農地以外の農地であって、第２種農地と判断します。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
- 議長(会長) ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。
- 番 委員 今回新たに移転する場所も近くに民家のあるところだが騒音は問題はな

いか。周辺住民と話し合いはできているのか。

○ 番 委員 周辺住民とは許可をいただいている。また、加工所の設置場所についても山際の方に置くため、騒音は大きくならないと思われる。

○議長(会長) 質疑を終わります。お諮りします。
本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なし 〉

○議長(会長) 異議なしと認めます。議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての 2 番は、原案のとおり可決されました。

○議長(会長) これで、本日の日程は全部終了いたしました。
5 月定例委員会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

会議規則第18条の規定により署名する。

会

長

水野和徳

会議録署名人

荒川一尋

会議録署名人

石井利行